

東京都高等学校体育連盟 剣道専門部
新型コロナウイルス感染防止のためのガイドライン

令和2年9月23日 作成

令和3年5月11日 一部改訂

令和3年9月17日 一部改訂

令和4年 4月 1日 一部改訂

その1. 参加者の遵守事項

- 1 大会の参加にあたり参加校は、生徒・保護者および引率教員から参加同意書（兼 健康チェック表）の提出を得た上で、参加同意書の提出を得たことを確認書の提出によって各大会・審査会・講習会の本部に報告する。また大会以外の各種行事の参加にあたり参加者は、参加同意書（兼 健康チェック表）を各行事の主催者に提出する。
- 2 大会に参加する学校は、引率をする参加者における感染防止対策の責任者を申告する。なお、感染防止対策責任者は引率責任者がこれを兼ねることができるものとする。
- 3 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加校の責任において当該生徒の参加を見合わせることを検討する。
 - ア 体調がよくない場合（例：平熱を超える発熱・咳・咽頭痛・強いだるさ・息苦しさ・味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 濃厚接触者である場合
 - エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 4 大会等の実施日からさかのぼって2週間内に、以下に該当する生徒・職員が部内で発生した場合、この学校が大会等に参加するためには所属の学校長名による参加許可書（A4サイズ、書式自由）を参加する行事当日の受付に提出するものとする。
 - ア 部内関係者が実施日からさかのぼって2週間内に陽性判定を受けた場合
 - イ 部内関係者が実施日からさかのぼって2週間内に濃厚接触者の判定を受けた場合
- 5 参加校は当日参加者の氏名・連絡先・体調を記録し、大会後の感染発生時に備えて1ヶ月程度保管する。
- 6 入場時の検温で37.5度以上の体温が検出された生徒、または大会中に発熱等の症状を訴える生徒を確認した場合は、引率責任者の責任の下、保護者に連絡し帰宅させる。

- 7 各参加校が消毒用アルコールを用意し、こまめな手洗いや手指消毒を実施する。
また参加者は各人で手拭き用のタオルまたはハンカチを持参する。
- 8 当面のあいだ、会場内への選手等参加者、運営役員以外の立入を禁止とする。
ただし、感染状況が落ち着いたことにより観客を入れても安全性が確保されると主催者が判断した場合は、別途これを参加者宛に通知する。
- 9 選手等の参加者は剣道具着装時は面マスクと口元を覆うフェイスシールドを、
それ以外の時間は自宅←→会場の移動時も含め不織布マスクを着用する。
- 10 入場、更衣、休憩の際は周囲の者と最低でも1メートル以上、できれば2メートル以上の間隔を保つ。またゴミは必ず参加者各自が持ち帰る。
- 11 飲食時などマスクをはずす場合は、人との会話を慎む。
- 12 声に出しての応援を行うことは厳に慎む。
- 13 試合・審査が終了した参加者は、すみやかに会場の外に出る。なおミーティングは施設の外で行う。
- 14 時期を問わず部内で感染者が判明した場合は、感染報告を東京都高体連剣道専門部および全日本剣道連盟に対して行う。
 《剣道専門部への報告書の提出先》 tasukete@toksys.org
 《全日本剣道連盟への報告》 <https://www.kendo.or.jp/information/20201225/>
 《問い合わせ先》 総務委員長 梅谷 隆（都立両国高等学校 03-3631-1815）

その2. 主催者の遵守事項

- 1 各行事においては以下の運営委員が感染防止対策を遂行管理する責任者を兼ねるものとする。
 - ア 剣道大会 総務委員長（ただし支部毎に大会を開催する場合は支部長）
 - イ 審査会 審査委員長
 - ウ 講習会 普及指導委員長またはこれにかわる普及指導委員
 - エ その他行事 運営を管轄する担当委員会の委員長
- 2 各行事においては、感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを実施会場内の適切な場所に掲示する。
- 3 すべての運営役員は、所定の参加同意書 兼 健康チェックシートを主催者本部に提出する。

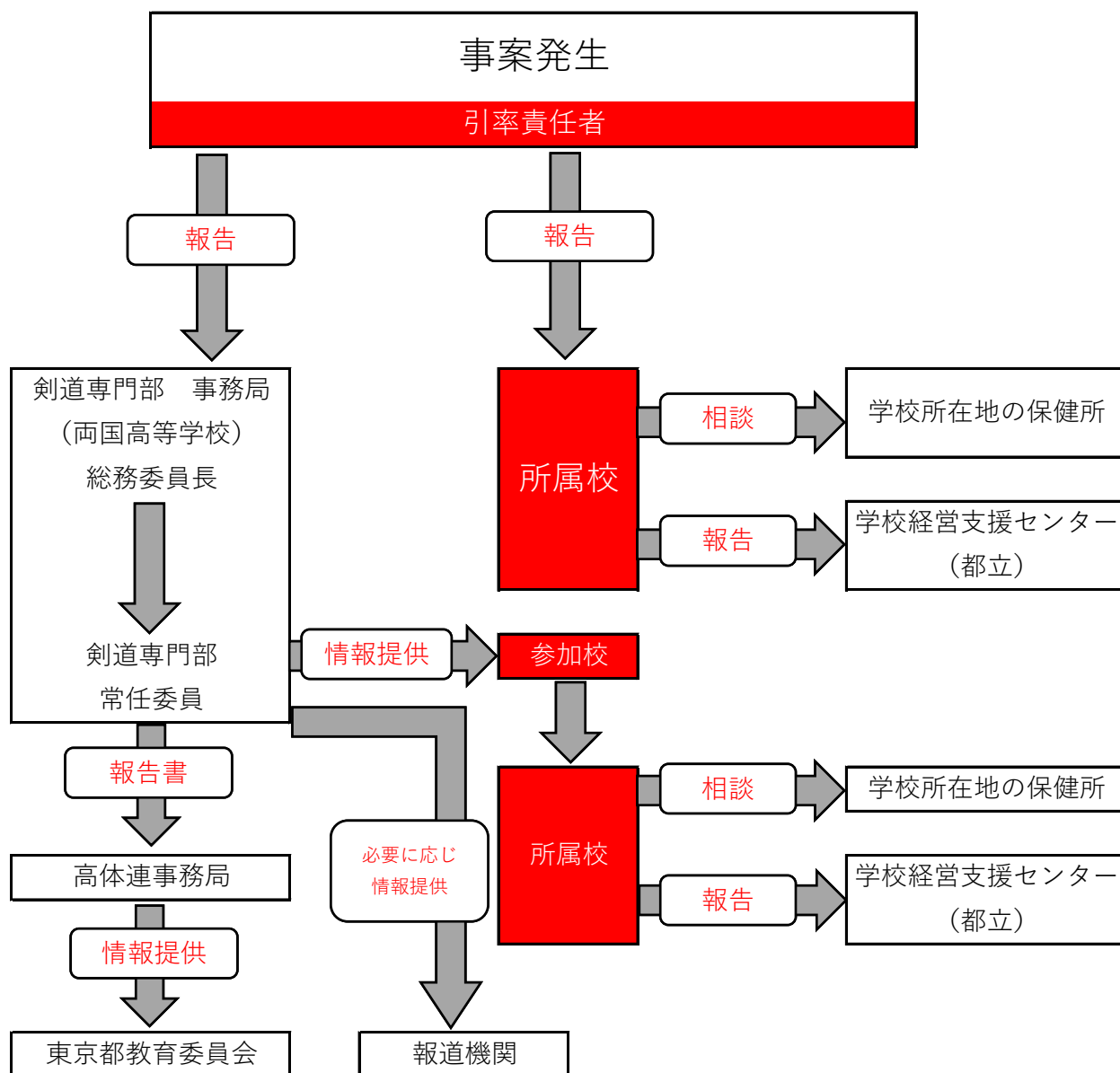
- 4 大会会場内においては試合場内を除き、審判員、運営役員、補助係員は不織布マスク及び主催者が準備するフェースシールドを着用する。人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートルを常に確保する。
- 5 審査会会場内においては受審者は待機時も含め常時マスクを着用する。また審査員、立ち合い、係員等すべての関係者はマスクを着用の上、主催者が準備するフェースシールドを着用する。人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートルを常に確保する。
- 6 参加者と運営役員を合わせた入場者の数に以下の制限を設ける。この人数を大幅に超える参加者が参加する場合は、入場時間を複数回に分けて、一時に入場している人数が以下の目安人数を超えないようにする。
 - ア 高等学校の体育館および下記イの規模よりも小さい公共の体育館等を使用する場合・・・300人程度
 - イ 収容人員が3,000人を超える公共の体育館等を使用する場合・・・施設が定める最大収容人員数にしたがう
- 7 大会では参加校の入場時に参加校から、参加同意書を得たことの確認書の提出を受ける。また、大会以外の各種行事では参加者全員から参加承諾書の提出を受ける。
- 8 大会等の実施日からさかのぼって2週間内に、参加する生徒・職員が部内で感染、または濃厚接触者の判定を受けた場合、この学校の学校長名による参加許可書（A4サイズ、書式自由）の提出を受ける。
- 9 参加者の入場時に、非接触型の体温測定器による検温を行う。37.5度以上の体温が検出された場合は、引率責任者の責任の下、該当する参加者の保護者に連絡の上、すみやかに帰宅させる。
- 10 会場内の以下の場所に、手指消毒用のアルコールを設置する。
 - ア 入場場所
 - イ トイレ出入り口前
 - ウ 各試合場主任席（大会の場合）、各審査場審査員席（審査の場合）、本部席（すべての催し）
- 11 会場内のすべてのトイレの手洗い場に、手洗い用の石けんまたは液体石けんを設置する。
- 12 会場内のすべてのトイレの入り口付近に、以下の注意喚起を行うための掲示をする。
 - ア 手を洗う際に、必ず石けんを用いること。
 - イ 水を流す時は、便器のふたを閉めてから水を流すこと。

- 13 参加者入場後、常に窓開けによる換気を行う。
- 14 参加者入場後、2時間おき（10時、12時、14時、16時）を目処に以下の場所の消毒作業を行う。
- ア トイレの手洗い場の蛇口取っ手
 - イ トイレの個室ドアノブ
 - ウ トイレの入り口扉の手が触れる部分（入り口が扉で仕切られている場合）
- 15 消毒は施設設置者または施設管理者の指示に従い、大会・審査会等の行事開催時および終了後に主催者が適宜これを行う。
- 16 当面のあいだ、開会式、閉会式および大会前の選手の剣道具を着装してのウォーミングアップは行わない。ただし、感染状況が落ち着いたことにより大人数を会場に入れてウォーミングアップを行っても安全性が確保されると主催者が判断した場合は、別途これを参加者宛に通知する。
- 17 更衣は換気と遮蔽性の両方が確保される広い場所で行う。参加者退場後に更衣場所のすべての消毒を行う。
- 18 大会後に感染者の報告があった場合は、別紙「連絡体制」に従って関係者すべてに連絡をすると同時に、東京都高体連「危機管理マニュアル」に従って速やかに事故報告書を作成し、同連盟事務局に報告する。
- 19 上記以外の試合審判規則、また審査会における審査運営の具体的手順についての暫定的な変更は、すべて以下の全日本剣道連盟が規定するガイドラインに沿うものとする。
- ※ 令和3年8月2日付
「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン〔改訂〕」
 - ※ 令和3年8月2日付
「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン〔改訂〕」

以 上

連絡体制

(大会終了後にコロナウィルス感染症発症または、感染の疑いが認められた場合の対応チャート)



注 1 令和2年6月22日東京都高等学校体育連盟の「新型コロナウイルスガイドライン」の5)「参加者の中に感染が判明した場合の対応」に基づく。

注 2 事案が発生した学校の引率責任者は、健康チェックシート等の客観的記録に基づき、行事参加時の活動の態様や症状の有無等について詳細に報告する。

注 3 参加校宛の情報提供は、当専門部ホームページのお知らせ、および加盟校宛一斉配信メールにより行う。

注 4 行事の各参加校は、関係諸機関、管理職の指示を受け、感染拡大の防止に最善を尽くすものとする。